

児童扶養手当の一部支給停止適用除外事務の負担軽減について

事務の概要など

一部支給停止適用除外事由届出書(以下, 除外届)は, 児童扶養手当の受給開始から一定年数が経過した方に送っている書類です。国の技術的助言によって, **一部の方**だけ**5月**に(**大部分の方**は**6月**に)除外届を送っていました。

改善前

- ・**2回**(5月, 6月)発送するため, 二度手間に...
- ・事務量が**増**, (一部大口割引が使えないため)郵便料も**増**



改善後

- ・6月にまとめて**1回**で発送
- ・事務量が**減**, 郵便料も**減**

変更の流れ

ソフト面ではなく、**ハード面**を変えることにチャレンジ

- ①「地方分権改革に関する提案」で、除外届の一括送付を提案
- ②本提案にはならず・・・
- ③国から、「除外届を一括送付しても差し支えない」との回答

メリット

- ・発送事務が**効率化**(**約0.2か月分の事務量削減**)
- ・約1,000円の郵便量削減(区内特別郵便を適用)
- ・受付事務も**効率化**(受付時期が集約)

支給認定証の制度変更により経費と事務負担を軽減

制度の概要

平成27年度にスタートした「子ども・子育て新制度」では、市町村は、保育所や幼稚園などを利用する全ての子どもの保護者に「支給認定証」を交付し、保護者は、施設等の求めがあれば、「支給認定証」を提示することされていた。

制度の問題点

例えば、いったん子どもが幼稚園に入園すると、小学校就学前までその園に通うことが多いため、保護者が支給認定証を使用する機会はほぼ無いが、反面、市の担当者が事務に要する時間と費用は膨大であった。

また、支給認定の変更の際、保護者は変更前の支給認定証を返還する必要があるが、その使用頻度の低さから、保護者が支給認定証を紛失している場合も多く見受けられ、支給認定証の交付は、市、保護者、園の三者にとって、大きな負担となっていた。

地方分権改革に関する提案

平成28年度の地方分権改革に関する提案において、支給認定証を任意交付とすることを国に提案し、様々な折衝を経て、最終的に平成28年12月20日付けで閣議決定され、平成29年度から支給認定証の任意交付が可能となった。

閣議決定までの経緯

支給認定証の交付については、多くの自治体で、交付する意味が薄いこと、事務負担が大きいことへの問題意識があり、倉敷市が「地方からの提案」制度を使って問題提起したところ、多くの自治体から賛同の意見があり、実現への大きな後押しとなった。

他の自治体からは、支給認定証の廃止を求める提案があったが、廃止となると制度設計を行った国としては抵抗感が強いと考え、倉敷市では、任意交付の提案とすることで、受け入れやすい提案内容にした。

制度改正に伴う効果

倉敷市だけでも、**年間約60万円の経費**（郵送料、封筒代等）と、**年間約270時間の事務負担**（発行、封入等）の軽減を実現することができた。

公務執行妨害となる前に！

事務の概要等

国民健康保険料の納付について相談する窓口がある。そこに公務執行妨害となる行為等が記載された用紙を貼り、市民の目に触れるようにした。

改善前

国民健康保険料の納付相談中に感情的となり、罵倒や机を蹴る等の迷惑行為をおこなった市民に対して、「そういったことはすべきでないですよ」と注意喚起していた。しかし、単に「すべきでない」では、なぜすべきでないかが明確では無かったため、人によってはより一層興奮することもあった。



改善後

- ・感情的になる前に市民の目に触れることによって事前に注意を促す。
- ・市民が感情的となってしまった場合、貼っている用紙を見せ、どういった行為が公務執行妨害となってしまうかを刑法等も含め具体的に説明し注意することで、抑止へとつながった。

メリットや期待できることなど

- ・市民の視野に入れることで
未然に防ぐことができる。
- ・刑法等，公務執行妨害となる理由を具体的に説明することで
より強い抑止力となる。
- ・防止や抑止をすることで，
感情的になることなく会話ができ円滑に案内することができる。

No.	公務執行妨害等となる行為	法律
1	泥酔し，騒ぐなどして他の来庁者，職員に迷惑をかけること	酒酔い防止法
2	職員や他の住民に対して，殴る，蹴る，小突く，胸ぐらを掴むなどの暴力行為	刑法204条 暴行罪，傷害罪
3	庁舎内の設備や備品を破壊すること	刑法261条 器物損壊罪
4	職員や他の来庁住民に暴言を浴びせること	刑法231条 侮辱罪
5	職員に対してみだりに接触すること	刑法176条 強制わいせつ罪
6	わざと大声や奇声を発し，居続けて公務を妨害すること 庁舎内で怒鳴り散らす等して，職員の業務を妨害すること	刑法234条 威力業務妨害罪
7	「お前ら，不幸が起こるぞ」等，脅迫的暴言を吐く行為	刑法222条 脅迫罪
8	職員に物を投げつけること	刑法204条 暴行罪，傷害罪 (器物損壊罪)
9	卑猥な発言等	迷惑防止条例
10	土下座させたり，謝らせる行為	刑法223条 強要罪
11	正当な理由が無いのに居座り「退去してください」と言っても従わないこと	刑法130条 不退去罪